

議案第10号

倉敷市教育委員会公印規則の改正について

倉敷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の（1）の項の表15の項及び16の項中「5」を「6」に改め、同表（2）の項の表15の項中「5」を「6」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市立精思高等学校霞丘校を新設するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）新旧対照表

新							旧						
別表第1（第2条、第4条関係）							別表第1（第2条、第4条関係）						
(1) 庁印							(1) 庁印						
公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者	公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者
15	岡山県倉敷市立 何々高等学校印	方45	同上	高等学校名をもつて する賞状等の文書	6	各高等学校 長	15	岡山県倉敷市立 何々高等学校印	方45	同上	高等学校名をもつて する賞状等の文書	5	各高等学校 長
16	同上	方21	同上	高等学校名をもつて する文書	6	同上	16	同上	方21	同上	高等学校名をもつて する文書	5	同上
(2) 職印							(2) 職印						
公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者	公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者
15	岡山県倉敷市立 何々高等学校長 印	方21	同上	高等学校長名をもつ てする文書	6	各高等学校 長	15	岡山県倉敷市立 何々高等学校長 印	方21	同上	高等学校長名をもつ てする文書	5	各高等学校 長